

プロジェクト **企業結合**項目 **企業結合専門委員会における検討状況****本資料の目的**

1. 本資料は、企業結合専門委員会（以下「専門委員会」という。）において検討を行っている案件について検討状況を示すことを目的としている。
2. 現在、専門委員会で検討を行うこととしている案件は以下の3つであり、本日の企業会計基準委員会では、これらの案件についてご審議をいただきたい。

企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」等の改正に関するもの

- (1) 「企業結合に関する会計基準」に係る条件付取得対価の取扱い（対価が返還される場合の取扱い）
- (2) 「事業分離等に関する会計基準」と「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」の記載内容の相違について

子会社、関連会社株式の減損とのれんの減損の関係

- (3) 子会社、関連会社株式の減損とのれんの減損の関係

企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」等の改正に関するもの**これまでの経緯**

3. 企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」（以下「企業結合会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（以下「結合分離適用指針」という。また、企業結合会計基準と結合分離適用指針を合わせて「企業結合会計基準等」という。）について、基準諮問会議から以下の提言又は依頼がなされている。
 - (1) 前項(1)の条件付取得対価の取扱いについて、2013年12月12日に開催された第 277 回企業会計基準委員会において当委員会に対して提言がなされ、2017年1月26日に開催された第 353 回企業会計基準委員会において、新規テーマとして当専門委員会で審議することとされた。

本件については、これまで第 96 回専門委員会（2017年10月13日開催）及び第 371 回企業会計基準委員会（2017年10月26日開催）で審議を行っている。

審議事項(3)-1

- (2) 前項(2)の記載内容の相違について、2017年4月10日に開催された第358回企業会計基準委員会において、以下の依頼がなされている。

「『事業分離等に関する会計基準』と『企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針』の記載内容の相違について、今後の『企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針』の改正時に対応を図ることを依頼いたします。」

本日の審議事項

4. 前項の案件について、本日の企業会計基準委員会では第98回専門委員会(2018年5月7日開催)で検討を行った以下の事項についてご審議をいただきたい。
- (1) 対価が返還される場合の取扱い(審議事項(3)-2-1)
 - (2) 「事業分離等に関する会計基準」と「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」の記載内容の相違について(審議事項(3)-2-2)
 - (3) 経過措置等の検討(審議事項(3)-2-3)
 - (4) 企業結合会計基準等改正案の文案(審議事項(3)-2-4)
 - (5) コメントの募集及び公開草案の概要(審議事項(3)-2-5)
5. なお、第3項(1)について、第371回企業会計基準委員会で聞かれた主な意見は審議事項(3)-2-6に記載している。また、第98回専門委員会で聞かれた主な意見については、審議事項(3)-2-7に記載している。

子会社、関連会社株式の減損とのれんの減損の関係

これまでの経緯

6. 2016年7月25日に開催された第341回企業会計基準委員会において、基準諮問会議から当委員会に対して、「子会社、関連会社株式の減損とのれんの減損の関係」に関する提言がなされ、2017年1月26日に開催された第353回企業会計基準委員会において、新規テーマとして専門委員会で審議することとされた。
7. 本件については、第96回専門委員会(2017年10月13日開催)及び第97回専門委員会(2018年1月24日開催)並びに第378回企業会計基準委員会(2018年2月

審議事項(3)-1

9日開催)で審議を行っている。

本日の審議事項

8. 本日の企業会計基準委員会では、第98回専門委員会(2018年5月7日開催)で検討を行った以下の事項についてご審議をいただきたい。

- (1) 子会社株式等の減損とのれんの減損の関係(審議事項(3)-3-1)
- (2) 企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」の修正案の検討(審議事項(3)-3-2)
- (3) 企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」の改正案(審議事項(3)-3-3)

このうち、(1)については、日本公認会計士協会に対し、会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」第32項の削除を依頼することについて、ご了承をいただきたいと考えている。

9. なお、第378回企業会計基準専門委員会で聞かれた主な意見は審議事項(3)-3-4に、第98回専門委員会で聞かれた主な意見は審議事項(3)-3-5に記載している。

以 上